

アイヌ民族に関する研究倫理指針（案） 概要

「アイヌ民族に関する研究に関する研究倫理指針」（案）は、これまでのアイヌ研究が当事者不在のまま進められ、アイヌ民族から見て適切とは言えない資料の取り扱いが少なからず見られたこと、調査の過程においてもアイヌ民族独自の世界観や宗教観に対する十分な配慮が欠如していたこと、何よりも、アイヌ民族と研究者との間で研究の目的や資料の取り扱いについて議論する場と機会がこれまで設定されなかったことによって、アイヌ民族の中に研究に対する強い不信感を抱かせる原因となったことを深く反省することから策定されたものである。

この指針は、アイヌ民族が先住民族として持つ、アイヌ民族に影響を及ぼす研究計画及び研究行為に公正な立場で参画する権利と、自らの文化と遺産を次世代へ継承するために適切に管理し、保持する権利を有することを、研究者及び関係者に示したものである。

第1章 目的と基本方針で示されているもの

研究者が守るべき基本方針

- (1) 先住民族であるアイヌ民族の権利の認識と尊重
- (2) 「研究に先立つ協議と自由意思による同意」
- (3) 独立かつ公正な立場に立った倫理審査委員会による研究計画の審査
- (4) 研究におけるアイヌ民族の参画・協働・パートナーシップ
- (5) アイヌ民族の個人及び社会への負担並びに予測されるリスクの回避
- (6) アイヌ民族の個人及び社会への研究成果の還元
- (7) 文化遺産の管理・利用へのアイヌ民族自身の参画と権利
- (8) 研究の質及び透明性の確保

2. 本指針が適用される範囲

日本人類学会、日本考古学協会及び日本文化人類学会に所属する研究者が、日本国内において実施するアイヌ民族及びその歴史や文化、社会に関する研究

具体的には、研究の実施やそれによって得られる成果がアイヌ民族へ与える影響が明らかである研究計画、また個人情報を取り扱う研究のうちアイヌ民族に関する研究で、学術雑誌への論文投稿や書籍など広く社会へ公開を予定するもの、科学研究費助成事業など公的な研究助成や民間の研究助成等を得て行われる研究を対象とする。

第2章 アイヌ民族が先住民族として有する固有の権利の認識とその尊重

本指針が規定する研究に従事する研究者が配慮すべき基本的な知識や概念

1. アイヌ民族が個人または民族として有する固有の権利
 - 1-1. 「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に明記された権利
 - 1-2. アイヌ民族の文化遺産に対する固有の定義と考え方
 - 1-3. 先住民族の文化遺産に関連する国際条約や規約
2. アイヌ民族の伝統的知識と伝統的文化表現の権利
 - 2-3. 文化享有権
 - 2-4. 見解の多様性

第3章 研究者の責務（1）

2. 研究対象とすべきでない資料

以下の条件に触れるものは、研究倫理の観点から見て研究対象とすることに問題があり、研究に用いるべきではない。

- ① 「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の趣旨に鑑みてアイヌ民族の同意を得られないもの
- ② 考古学調査において確認された埋葬遺体のうちで近代以降（1868年の明治維新以降）に埋葬されたアイヌ民族の遺体や副葬品
- ③ ②に含まれない1868年以降に埋葬されたアイヌ民族の遺体やその副葬品。なお本人や遺族の同意があるものは、この限りではない。
- ④ 学術資料として問題を有するもの（例えば、盗掘や遺族など直接の関係者の同意を得ずに収集された資料や時代性、収集地に関する情報を欠除する資料など）。
- ⑤ その他、研究倫理の観点から見て、アイヌ民族の個人や地域団体に対して不利益を与える可能性のある資料。

第3章 研究者の責務（2）

3. 秘匿すべき伝統的知識や文化遺産の認識

3-1. アイヌ民族自らが決定する権利

研究の実施や公開は、アイヌ民族の文化遺産に関する秘密保持についてアイヌ民族自らが決定する

3-2. 資料や伝統的知識開示の制限

秘匿すべき資料や伝統的知識は、アイヌ民族又はこれらの管理を託された者による同意がある場合にのみ、開示または配布することが可能

4. 研究によって得られた成果のアイヌ民族との共有

4-2. 研究によって得られた成果や作品、共同制作に関する協議

4-3. 知的財産権に関する専門家からの助言の必要性

5. 研究倫理の審査

5-1. 審査の対象となる研究

本指針の対象となる研究計画を立案する研究者は、アイヌ民族の歴史や文化、社会を対象とする研究活動について研究倫理審査委員会の審査を受けねばならない。

- ① アイヌ民族及びその歴史や文化、社会を検証する目的で遺骨や副葬品を用いる研究
- ② アイヌ民族の儀礼活動や信仰に関わる資料を用いた研究
- ③ アイヌ民族の歴史や文化、社会を検証する目的で個人や地域社会集団に対する聞き取り調査、録音記録や撮影映像などの記録的手法を伴う研究
- ④ アイヌ民族の人類学的・生物学的・医学的背景の検討を目的とする、人体を用いた研究
- ⑤ アイヌ民族に関する個人情報や学術雑誌への論文投稿や書籍などを通じて広く公表する場合
- ⑥ アイヌ民族に関する個人情報を記録媒体やインターネットの形で広く公開する場合
- ⑦ その他、研究倫理の観点から、アイヌ民族に大きな影響を及ぼすことが推定される研究

第4章 研究の開始に先立つ協議と自由意思による同意

アイヌ民族との協働による研究、又はすべての先住民族に関する研究の基礎として、「研究の開始に先立つ協議と自由意思による同意」（FPIC）を位置付けた。

2. 同意について

2-2. 合意文書の作成

3. 協議について

3-3. 研究計画の見直しと協議

3-4. 研究の中止

3-6. 人体から取得された試料・情報の二次利用について

第5章 遺跡などから出土したアイヌ民族の遺体及び副葬品の取り扱い

1. 出土した人の遺体に対する敬意と尊厳を持った取り扱い
2. 歴史的背景への配慮
3. 出土したアイヌ民族の遺体や副葬品の発見の通知と協議

第6章 アイヌ民族に関する研究倫理審査委員会について

1. 研究倫理審査委員会の設置

日本人類学会、日本考古学協会、日本文化人類学会（以下、関連研究者団体）と北海道アイヌ協会は、「アイヌ民族に関する研究倫理審査委員会」（以下、「委員会」とする）を設置し、運営する。

2. 関連研究者団体と北海道アイヌ協会、及び国の協力

5. 委員会の構成

- 1) アイヌ民族の立場から意見を述べる者が含まれていること

6. 会議の成立要件

6-2. 全会一致の原則

* 研究倫理指針は、法律ではない。

法的拘束力を持たないが、この種の指針を守らなければ国際的な研究評価を受けることができない。

また研究倫理の欠如は国際的にも批判の対象となり、研究自体の評価を低下させる。